

京都市訓令甲第 16 号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

別表第1局長及び担当局長（総合企画局企画調整担当局長及び都市経営戦略担当局長、文化市民局文化芸術担当局長及びスポーツ担当局長、保健福祉局医務担当局長並びに都市計画局都市政策担当局長及び建築技術・景観担当局長を除く。）の項第27号中「、貸借」及び「、物品の譲渡、交換及び寄託の決定及び契約にあつては」を削る。

別表第1局の庶務を担当する部長及び室長の項第7号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

別表第1担当部長並びに政策企画調整部長、大学政策部長、国際部長、学校跡地活用促進部長、京都芸大・文化連携推進部長、エネルギー政策部長及び脱炭素地域創出促進部長の項中「政策企画調整部長、大学政策部長、国際部長、学校跡地活用促進部長」を「学藝衆構想推進部長、プロジェクト推進部長、政策企画調整部長、国際部長、大学政策部長」に改める。

別表第1局の庶務を担当する課長（政策総務課長、産業総務課長及び企画総務課長を含む。）の項第5号を次のように改める。

- (5) 1件2,000,000円以下又は供給量10万立方メートル未満のガスの需給契約及び1件2,000,000円以下又は契約電力50キロワット未満の電気の需給契約に関する事。ただし、随意契約に限る。

別表第1局の庶務を担当する課長（政策総務課長、産業総務課長及び企画総務課長を含む。）の項第11号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

別表第1課長、副室長並びに課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長、政策企画調整第一課長、情報管理課長及び情報統計・データ利活用推進課長を含む。）及び担当課長の項中「課長（」の右に「プロジェクト推進第一課長、」を加え、「及び情報統計・データ利活用推進課長」を「、情報統計・データ利活用推進課長、道路計画課長、道路建設課長及び用地課長」に改め、同項第10号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改め、同項中第25号を第26号とし、第17号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 物品の貸借の決定及び契約に関すること。

別表第1担当課長及び課を置かない室に置く課長（課を置かない室の庶務を担当する課長（広報課長、政策企画調整第一課長、情報管理課長及び情報統計・データ利活用推進課長を含む。）及び担当課長を除く。）の項中「担当する課長（」の右に「プロジェクト推進第一課長、」を加え、「及び情報統計・データ利活用推進課長」を「、情報統計・データ利活用推進課長、道路計画課長、道路建設課長及び用地課長」に改め、同項第10号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

別表第2まちづくり政策監の項の次に次の1項を加える。

国際政策監	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
-------	----------------------------------

別表第2総合企画局都市経営戦略担当局長の項の次に次の1項を加える。

総合企画局 国際担当局長	(1) 担当事務に係る重要な事務事業の計画及び実施に関すること。
-----------------	----------------------------------

別表第2大学政策課長の項、国際課長の項及び行財政局総務部ふるさと納税・企業版ふるさと納税担当部長の項を削る。

別表第2人事担当局長の項第3号中「文化芸術政策監」の右に「、まちづくり政策監、国際政策監」を加える。

別表第2契約課長の項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同項の次に次の1項を加える。

工事契約担当課長	(1) 担当事務に係る1件20,000,000円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし、財政担当局長が別に定める随意契約を除く。 (2) 担当事務に係る1件80,000,000円未満の物品等の調達契約における予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格に関すること。 (3) 1件100,000,000円以下の工事請負契約に関すること。ただし、財政担当局長が別に定める随意契約を除く。 (4) 1件400,000,000円未満の工事請負契約における予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格に関すること。
----------	--

別表第2 地域自治推進室長の項に次の1号を加える。

(2) 軽易な刊行物の発行に関すること。

別表第2 地域コミュニティ・北部山間振興担当部長の項を削る。

別表第2 文化市民局スポーツ担当局長の項の次に次の1項を加える。

市民スポーツ振興室長	(1) 都市公園法第5条による許可に関すること。 (2) 京都市都市公園条例第12条の3第1項による使用料の減免に関すること。
------------	--

別表第2 スポーツ企画課長の項の次に次の1項を加える。

スポーツ施設課長	(1) 都市公園法第6条による占用許可及びこれに伴う京都市都市公園条例第12条の3第1項による使用料の減免に関すること。
----------	--

別表第2 適正処理施設部長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第2 保健福祉部長の項第1号中「の所管に属する事務」を「に属する会計年度任用職員」に改め、「よる事務」の右に「に従事する会計年度任用職員」を加える。

別表第2 福祉のまちづくり推進室長の項に次の1号を加える。

(2) 京都市くらし応援給付金の給付の決定及び給付金の支出決定並びに返還金の収入決定に関すること。

別表第2 生活福祉担当部長の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項の次に次の2項を加える。

企画・地域福祉課長	(1) 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金に係る不当利得の返還金の収入決定に関すること。
保護課長	(1) 生活保護法による保護費、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付及び配偶者支援金並びに京都市外国人教育扶助規則による扶助費に係る不当利得の返還金の収入決定に関すること。

別表第2 保険年金課長の項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市ひとり親家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例による医療費」の右に「並びに重度障害老人健康管理費制度による健康管理費」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同号の次

に次の1号を加える。

- (4) 国民健康保険法による診療報酬及び保険給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律による国民健康保険被保険者の特定健康診査及び後期高齢者医療被保険者の健康診査の費用並びに重度障害老人健康管理費制度による健康管理費に係る不当利得の返還金の収入決定に関すること。

別表第2障害保健福祉推進室長の項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「特別障害者手当」を「障害児福祉手当、特別障害者手当」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「給付の決定及び給付金の」を削り、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

別表第2企画・社会参加推進課長の項第1号中「特別障害者手当」を「障害児福祉手当、特別障害者手当」に改め、「係る」の右に「受給資格の認定、」を加え、同項に次の4号を加える。

- (6) 障害者総合支援法による自立支援医療費の支給認定、医療受給者証の交付、支給認定の変更及び取消し並びに支給決定に関すること。ただし、更生医療に関するものに限る。
- (7) 障害者総合支援法による地域生活支援事業（日常生活用具の給付又は貸与に関するものに限る。）の実施に係る決定（点字図書、ストーマ装具及び紙おむつの給付又は貸与の実施に係る決定に限る。）に関すること。
- (8) 京都市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定、支給の制限及び不正利得の返還命令並びに徴収金及び不正利得の返還金の収入決定に関すること。
- (9) 外国籍市民重度障害者特別給付金の受給資格の認定、不正利得の徴収及び返還金又は徴収金の収入決定に関すること。

別表第2健康長寿のまち・京都推進室長の項中第1号から第8号までを削り、第9号を第1号とし、第10号及び第11号を削り、同項の次に次の1項を加える。

- (1) 老人福祉法第21条の規定により支弁する費用の支出決定に関すること。
- (2) 介護保険法（以下この項において「法」という。）による指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者等及び介護支援専門員との

保健福祉局 健康長寿の まち・京都 推進室介護 ケア推進担 当部長	調査の委託契約に関すること。 (3) 法による調査の委託に係る指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者等及び介護支援専門員に対する委託料の支出決定に関すること。 (4) 法による要介護認定及び要支援認定に係る意見の要求又は受診の命令に伴う意見書の作成又は診断に要する費用の支出決定に関すること。 (5) 介護認定審査会の委員の報酬の支出決定に関すること。 (6) 国民健康保険団体連合会に対する委託料及び審査支払手数料の支出決定に関すること。 (7) 介護給付、予防給付等の支出決定に関すること。 (8) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業の支出決定に関すること。 (9) 高齢外国籍市民福祉給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関すること。 (10) 成年後見制度利用支援事業に係る成年後見人等に対する報酬の支出決定に関すること。
--	--

別表第2介護ケア推進課長の項第2号を削り、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 老人福祉法第21条の規定により支弁する費用に係る不当利得の返還金の収入決定に関すること。

別表第2介護ケア推進課長の項第3号から第6号までを削り、同項第7号を同項第3号とし、同項の次に次の1項を加える。

保健福祉局 健康長寿の まち・京都 推進室介護 ケア推進課 資格・認定 給付担当課	(1) 介護保険料に係る徴収金の過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定に関すること。
---	---

長	
---	--

別表第2保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課介護認定給付事務担当課長の項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 介護保険に係る保険給付に関すること。
- (2) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関すること。
- (3) 介護保険法による介護給付及び予防給付並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業支給費の審査、支給決定及び不当利得の返還金の収入決定に関すること。

別表第2保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課介護認定給付事務担当課長の項第4号から第6号までを削り、同項第7号を同項第4号とする。

別表第2子ども若者未来部長の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第22号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第2子ども家庭支援課長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 児童福祉法第50条第7号の規定により支弁する費用に係る返還金の収入決定に関すること。

別表第2子ども家庭支援課長の項中第17号を第18号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (11) 児童福祉法第51条第3号に規定する助産の実施に要する費用に係る返還金の収入決定に関すること。

別表第2幼保総合支援室長の項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 私立幼稚園第2子以降2歳児無償化支援事業に係る扶助費の支出決定に関すること。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。